平成２６年（フ）第４３号
徳島県板野郡松茂町中喜来字群恵番外46番地
１　グラン・ドム一ル松茂203号
債務者　石井　　忠
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６号
高知県高岡郡佐川町乙361番地
債務者　藤本テル子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第３０号
徳島市西二軒屋町２丁目13番地　サンセール二軒屋ウエスト101号、旧住所徳島市富田浜１丁目11番地　アルファステイツ富田浜603号
債務者　長岡　忠義
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１号
徳島市下助任町３丁目54番地の７、旧住所高松市牟礼町大町1415番地236
債務者　多田羅和徳
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３８号
徳島県吉野川市川島町桑村305番地１、旧住所徳島県吉野川市山川町諏訪240番地
債務者　堀江　孝子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４０号
徳島市東吉野町２丁目８番地の５、旧住所徳島市城東町１丁目１番33―３号
債務者　小川亜都子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４８号
徳島市南昭和町４丁目90の６　上田ビル205号、旧住所徳島市川内町小松東25番地の11
債務者　天田かね子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５１号
徳島市住吉１丁目８番42号　新居レジデンス204号、旧住所徳島県阿南市羽ノ浦町岩脇奥ノ谷６番地189
債務者　竜田　　昇
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５２号
徳島市住吉１丁目８番42号　新居レジデンス204号室、旧住所徳島県阿南市羽ノ浦町岩脇奥ノ谷６番地189
債務者　竜田　榮子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５３号
徳島県阿波市阿波町東長峰135番地２　長峰団地14号、旧住所徳島県阿波市土成町土成字南原252番地１
債務者　福場　　宥
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６３８号
千葉県柏市今谷上町22番地８　第２ドリームコーポ104号
債務者　豊島　瑞江
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６７９号
千葉県柏市高南台２丁目13番地42
債務者　豊田　智教
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第７０２号
千葉県柏市柏７丁目６番32号　オークヒル・ハヤマ303号
債務者　福島　弘之
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第７１号
千葉県松戸市新松戸６丁目69番地　サンライトパストラル弐番街Ｂ―902
債務者　小池　直幸
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第８０号
千葉県野田市木間ケ瀬483番地100　ＧＩＯ―ＰＡＬ野田105
債務者　峠谷　昌子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第９４号
千葉県鎌ケ谷市中央１丁目８番20号　ききょうの家
債務者　中島　和子
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部